

市有財産売買契約書（案）

売出人 あま市（以下「甲」という。）と買受人 _____
（以下「乙」という。）とは、以下の条項によりあま市有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 甲乙両者は、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

（売買物件及び売買代金）

第2条 甲は、次に掲げる物件（以下「売買物件」という。）を金_____円を
もって乙に売り渡し、乙はこれを買受ける。なお、契約保証金は金_____円と
する。

区分番号	財産名称	数 量	摘 要
1	小型動力ポンプ付積載車	1 台	別紙のとおり

（代金の支払）

第3条 乙は、売買代金のうち契約保証金を除いた金額を、甲の発行する納入通知書に
より、売買代金の請求を受けたときは、その納入通知書に記載されている納期限まで
に納付しなければならない。

2 乙が前項に定める義務を履行したときは、契約保証金を売買代金に充当するものと
する。

3 乙が第1項に定める義務を履行しないときは、契約保証金は、違約金として甲に帰
属するものとする。

（所有権の移転等）

第4条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納した時に、甲から乙に移転するもの
とする。

2 甲は、前項により売買物件の所有権が移転した後、乙の請求に基づき移転登録等に
要する書類を交付する。

3 乙は遅滞なく移転登録手続きを行い、自動車検査証の写しを甲に提出しなければな
らない。これに要する費用は、乙の負担とする。

（売買物件の引渡し）

第5条 甲は、売買物件の所有権が移転した日から30日以内に両者の定める日に、当
該物件を甲の指定する場所において現状有姿のまま乙に引き渡し、乙は、当該物件お
よび移転登録等に要する書類の受取書を甲に提出するものとする。

2 乙は、売買物件の引受け及び搬出の実施については、関係法令を遵守し、甲の指示
に従うとともに、これにかかる保険加入、輸送手配等の手続きについては、乙が行わ
なければならない。

3 前2項に要する費用は、乙の負担とする。

(引受け遅延の承認)

第6条 乙は、売買物件の引受けについて、天災その他正当な理由により引受け遅延のおそれがあるときは、直ちにその事由を甲に届けて延期の承認を受けるものとする。

(危険負担等)

第7条 乙は、この契約締結の時から売買物件の所有権移転の時までにおいて、当該物件が甲の責に帰することのできない事由により滅失又はき損した場合は、甲に対して売買代金の減免を請求することができるものとし、当該物件の所有権移転の時から引渡の時までにおいて当該物件が甲の責に帰することのできない事由により滅失又はき損した場合は、売買代金の減免を請求することができないものとする。

2 乙は、この契約締結後売買物件の種類、品質または数量が本契約に適合しないことを理由として、履行の追完、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(契約解除)

第8条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(損害賠償)

第9条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(契約の費用)

第10条 この契約に要する費用は乙の負担とする。

(疑義の決定)

第11条 この契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第12条 この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、名古屋地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲) 売 払 人 あま市七宝町沖之島深坪1番地
あ ま 市
代表者 あま市長 村 上 浩 司 ㊞

乙) 買 受 人 住 所

氏 名 ㊞

別紙

車 名	トヨタ
初年度登録年月	平成16年11月
車 台 番 号	TRY2300009931
型 式	TC-TRY230
乗 車 定 員	6人
車体重量/車両総重量	2,250kg/2,580kg
長さ×幅×高さ	504cm/169cm/218cm
総 排 気 量	1.99L
走 行 距 離	2,600km (令和6年11月14日現在)
特 記 事 項	一時抹消登録済